

令和8年度保育施設等の見守りカメラ設置事業費補助金 私学助成園向けQ&A（裏面もご確認ください）

No	区分	質問	回答
1	対象範囲	どのような事業が補助対象となるか。	「保育等の見守りに資するカメラ」を購入及び設置するための事業のみが補助対象。不審者対策等防犯のためのカメラについては補助対象外。
2	対象範囲	リースは対象となるか。	導入費と初年度のリース料のみ補助対象。
3	対象範囲	対象となる幼稚園は。	学校法人立、個人立及び宗教学法人立の私学助成園。
4	対象範囲	施設型給付の幼稚園や認定こども園は申請可能か。	私学振興課実施事業では対象外。所在の市町村にご確認ください。
5	申請手続	こども家庭庁で実施している事業やその他事業との重複申請は可能か。（主に市町村補助金との重複は認められるか。）	同一商品に対して本補助金及び市町村補助金の双方を申請することはできないが、対象物が別々に存在していれば同時申請は可能となる。 例えば、本補助金にて保育等の見守りカメラを購入及び設置し、市町村補助金にて性被害防止のためのパーテーションを購入することは可能だが、カメラの設置費を本補助金、同一カメラの購入費を市町村補助金にて申請することはできない。 経費が重複していないことを交付申請時に誓約書を作成し、提出してください。
6	申請手続	毎年申請できるか。	不可。 設置導入に係る補助であるため、各施設1回限り。
7	申請手続	今年度4台、来年度残りの2台とするなど、年度で分割申請してもよいか。	本事業は各施1回限りの利用となるため、分割申請は不可。
8	提出書類	見積書は何者用意すればよいか。	2者以上の見積書が必要。 事前着手事業であっても、金額の妥当性確認のために、交付申請時には導入事業者以外の参考見積書を1者分提出してください。
9	提出書類	オンラインで発行した見積書は有効か。	有効。 但し、宛名等で申請者向けの見積書と確認出来ないものは不可。また、実績報告時に必要な書類（納品書、請求書、領収書）が発行出来ない場合、補助対象と認められない場合があるので、必ず購入前に採択業者と発行書類について調整してください。
10	提出書類	1社が独占して販売している商品の相見積書はどのようにすればよいか。	概ね3つの考え方がある。 ① 特許取得製品については、特許番号や申請中の旨が確認出来る「専売証明書」を徴取してください。 ② 販売窓口が複数ある商品に関しては、他の販売窓口から「相見積書」を徴取してください。 ③ その他の商品については、商品名ではなく、その商品と同等の性能や機能を持った類似商品の見積書を徴取してください。
11	提出書類	相見積書を同一会社の他支店から徴取してもよいか。	不可。

12	提出書類	見積書の記載内容は〇〇一式のような記載でよいか。	不可。可能な限り詳細な記載にしてください。
13	提出書類	見積書に必要な記載内容はあるか。	購入の場合、原則商品ごとの金額明細が必要。 リースの場合、対象期間（月額料×月数）及び対象商品の価格
14	提出書類	リース契約の見積書の場合であっても、2社見積が必要か。	購入する物件の見積書とリース会社の見積書をそれぞれ2社以上徴取して提出してください。
15	提出書類	納品先を幼稚園以外の場所に設定してよいか。	不可。納品先は必ず幼稚園としてください。
16	補助対象経費	補助対象となる期間はいつからか。	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに係る経費のみ対象。
17	補助対象経費	補助対象となる経費の支払いはいつまでに行えばよいか。	物品購入費、リース料、月額利用料等経費の種別に関わらず令和9年3月31日までに業者への支払いを行ってください。（口座引き落としの場合も令和9年3月31日までに引き落とし完了する必要があります。）
18	補助対象経費	既存設備等の更新や取り外し等は対象となるか。	既存設備等の更新や取り外し等は、補助対象外となる。 （補助対象となる事業は、本補助金にて新たに見守りカメラを導入するものに限る。）
19	補助対象経費	保守点検費用は対象となるか。	導入初年度においてのみ対象。
20	補助対象経費	本補助金の対象となる機器は。	①見守りカメラ ②運用上必要不可欠な機器（レコーダー等）を想定。 ②のみの申請は不可。
21	補助対象経費	補助対象となる保育室等とはどのような場所か。廊下や園庭は対象となるか。	保育室・教室、ホール（多目的室等）、食堂、図書室、廊下・階段等、原則施設内（屋内）を指す。例外として、屋上及びベランダ（バルコニー）に設置する場合は、撮影範囲が敷地内かつ同一フロア内のみであれば、対象。 園庭については、撮影範囲が園庭に限定されていれば、対象。
22	補助対象経費	トイレや更衣室に見守りカメラを設置できるか。	個室内部が確認できるような角度での設置は認めない。 手洗い場や入口の様子を確認するために設置することは可能。
23	補助対象経費	見守りカメラを運用するにあたって、必要な機器等の購入費は補助対象となるか。	カメラを導入するにあたって、運用上必要不可欠な機器と説明可能な機器は対象。
24	補助対象経費	リース・保守費等について、複数年契約した場合はどうすればいいか。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに係る経費のみ対象。
25	補助対象経費	運搬費（送料）は対象か。	対象外。
26	補助対象経費	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	可能。

27	補助対象経費	消耗品について、例えばSDカードやHDDドライブ、USBメモリといった外部記録媒体やケーブル類も対象となるか。	運用上必要不可欠である説明が可能であれば、消耗品でも対象。
28	その他	採択した業者から欠品により納品物に変更になる旨の連絡があった。どのような手続きが必要か。	<p>以下のとおり対応をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前の商品と同等品で価格が変わらないケース 採択業者から園宛の納品物の変更理由書（変更前後の製品名や型番、変更理由が記載されたもの）を納品書とともに徴取してください。 ・変更前の商品と同等品だが価格は上がるケース <ul style="list-style-type: none"> ①採択時の不採択業者の金額を超えない場合 業者から園宛の納品物の変更理由書（変更前後の製品名や型番、変更理由が記載されたもの）を納品書とともに徴取してください。 ②採択時の不採択業者の金額を超える場合 再度2社以上の見積り合わせを実施して、安価な業者から購入してください。 ・変更後の商品の同等品がなく価格は変わらないケース 再度2社以上の見積り合わせを実施して、安価な業者から購入してください。 <p>交付決定前後で提出タイミングが変わりますので、個別に担当者にご相談ください。（変更交付申請が必要な場合があります。）</p>
29	その他	見守りカメラの導入にあたり、留意する点はあるか。	<p>見守りカメラによる映像の記録にあたっては、撮影前に保護者の同意を得ておく必要がある。また、記録後の映像については、映像確認のための操作ができる職員を管理職のみに限定するなど、プライバシー保護に配慮した保管体制を構築していただきたい。</p> <p>このほか、こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和8年1月こども家庭庁策定）に防犯カメラの活用に関する留意点が記載されているため、参考にすること。</p>
30	その他	セキュリティ対策はどのようにしたらよいか。	<p>見守りカメラ自体の定期的なパスワード変更や、導入するソフトウェアを定期的に更新するなどのセキュリティ対策を行うこと。また、運用に際しては、独立行政法人情報処理推進機構が作成した「ネットワークカメラシステムにおける情報セキュリティ対策要件チェックリスト」を参照すること。</p>
31	その他	撮影された映像はどのように扱えばよいか。	<p>事故や疑惑等が発生した際に原因等を見返すためのものとして扱うこと。また、録画の再生機器等を扱う職員は限定することとし、施設職員全員が映像を再生できるような状態にはしないこと。（映像の確認そのものは複数職員で行ってもかまわない。）</p>